



平成28年10月21日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行  
代表者名 取締役頭取 青柳 俊一  
(コード：8337 東証第1部)  
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長  
神田 泰光  
電 話 番 号 043-243-2111 (大代表)

### 第1回第六種優先株式発行の発行登録に関するお知らせ

当行は、平成28年10月21日開催の取締役会において、公募による発行（一般募集）を予定している第1回第六種優先株式の内容の一部を下記のとおり決議し、当該第1回第六種優先株式に係る発行登録書を本日付で提出いたしましたので、お知らせいたします。

また、当行は、平成28年10月21日付で「第1回第六種優先株式に関するご説明資料」を公表しております。当行ホームページ（URL：[www.chibakogyo-bank.co.jp/](http://www.chibakogyo-bank.co.jp/)）にも、同内容を公表しておりますのであわせてご参照ください。

#### 1. 第1回第六種優先株式の発行の目的及び理由

当行が営業基盤とする千葉県は県内北西部を中心に人口は緩やかに増加傾向を維持しており引き続き成長が見込まれる肥沃なマーケットであります。このような環境のもと、当行は平成28年度からの3ヵ年にわたる中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2019」を策定し、平成28年5月にこれを公表いたしました。中期経営計画における中期的経営戦略として、当行は、今後5年程度を人口増加基調期における業容拡大期と位置付け、貸出・預金の増加を図り顧客基盤を強化していくとともに、その後の人口減少期における収益多角化に備えた「コンサルティング考動の実践」を進めてまいります。顧客基盤の強化は財務基盤の強化と両輪の関係にあります。当行は、業容拡大に対応するための更なる自己資本の充実を目指し、平成27年7月に普通株式による公募増資を実施し、足元におけるお客様の資金ニーズ拡大への対応を果たしてまいりました。今後中長期的な財務基盤の強化を図ることで、新中期経営計画に基づく更なる顧客基盤の拡大実現に向けて、取組みを強めてまいります。そして、中長期的な財務基盤の強化に際しては、以下の視点に基づき、第1回第六種優先株式の発行によることが適当と判断しました。

##### ① 千葉県経済と成長を共にした中長期的視座に立った経営資源の配分

当行が営業基盤とする千葉県は、人口増加率も+0.12% (※)と増加基調を維持しており、さらに経済動態も1次産業、2次産業、3次産業ともに全国上位に位置しております

県内総生産 : 東京、大阪、愛知、神奈川、埼玉に続く全国6位 (※)

農業産出額 : 米・野菜、畜産などバランスよく展開され、農業産出額は全国3位 (※)

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

海面漁業漁獲量 : 内湾と外湾という豊かな漁場に恵まれ、海面漁業漁獲量は全国 11 位 (※)

製造品出荷額 : 石油、化学、鉄鋼を中心に製造品出荷額は全国 6 位 (※)

大型小売店販売額 : 増加が続く県民の生活を支え、販売額は全国 7 位 (※)

このような肥沃なマーケットのもと、業容拡大期における顧客基盤強化を進めるとともに、中長期にわたる着実な経営資源の配分を行うためには、優先株式を公募形式により発行することを通じて、当該優先株式を幅広い株主の方に保有頂き、ひいては顧客への円滑な資金供給と安定的な収益獲得を目指してまいります。

※ 出所 : 「人口増加率」については総務省「国勢調査」平成 27 年人口速報集計結果、「県内総生産全国 6 位」については内閣府「県民経済計算」平成 24 年度、「農業産出額全国 3 位」については農林水産省「農業生産所得統計」平成 26 年度、「海面漁業漁獲量全国 11 位」については農林水産省「漁業・養殖業生産統計」平成 27 年度、「製造品出荷額全国 6 位」については経済産業省「工業統計調査」平成 26 年度、「大型小売店販売額全国 7 位」については経済産業省「商業動態統計調査」平成 27 年度

## ② 普通株主に配慮した商品設計

コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、資本調達の意義を株主に対して今まで以上にしっかりと説明しご理解を頂くことが、昨今ますます重要になっております。

当行が発行を予定する第 1 回第六種優先株式には当行普通株式への転換権（当行普通株式を対価とする取得請求権）が付されていないため、第 1 回第六種優先株式の発行時点においては、普通株式数の増加は生じません。また、第 1 回第六種優先株式には、発行後概ね 10 年後の当行普通株式への一斉転換条項（当行普通株式を対価とする取得条項）が付されているものの、第 1 回第六種優先株式には、その発行後概ね 5 から 6 年後以降、一定の要件のもと、当行が金銭対価により当該優先株式を取得することができる旨の取得条項が付されているため、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な早期償還が可能となっております。当行は、第 1 回第六種優先株式の発行によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、金銭対価による取得条項の行使可能日までに着実な剰余金の積み上げを図ることにより、当該行使可能日以降において第 1 回第六種優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉転換条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。

## ③ 第四種優先株式の一部取得資金への充当

本資金調達の資金使途の一部として、自己株式取得の方法による第四種優先株式の一部取得のための資金に充当することを想定しております。第四種優先株式の一部取得により、将来の第四種優先株式の普通株式への転換を一部回避すると共に、今後の当該優先株式に係る配当負担を軽減することにつながり、ひいては当行の財務基盤の強化と当行普通株式の価値の向上に資するものと考えております。

## ④ 財務基盤強化による将来の外部格付の更なる向上を目指す

当行は前中期経営計画期間において財務基盤強化と収益力向上を図ることにより、外部格付の向上を実現してまいりました。平成 28 年度からの 3 カ年にわたる中期経営計画においても顧客基盤の拡大と将来の収益多角化への着実な備えを果たしていくとともに、本資金調達による財務基盤の維

この文書は、当行の第 1 回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

持・向上を実現することにより、外部格付を維持し、地域へのコミット力を高めると共に、将来の外部調達コストの低減を図ってまいります。

## 2. 第1回第六種優先株式の発行に関する日程について

平成28年11月下旬以降に開催予定の第1回第六種優先株式発行に係る取締役会（以下「発行決議時取締役会」といいます。）において決定される予定ですが、決定次第速やかに開示いたします。

## 3. 第1回第六種優先株式の概要

当行が発行決議時取締役会において、第1回第六種優先株式の発行を決議した場合には、みずほ証券株式会社及び岡三証券株式会社（以下「引受人」と総称します。）を引受人として、第1回第六種優先株式の全部を、発行価格（以下「発行価格」といいます。）その他の条件を決定する日に決定される1株当たりの引受価額（以下「引受価額」といいます。）で買取引受けさせ、引受人は、引受価額とは異なる発行価格で一般募集（以下「本募集」といいます。）を行う予定です。本募集において、引受人は払込期日に引受価額の総額を当行に払い込み、発行価格の総額との差額は引受人の手取金となり、当行は引受人に対して引受手数料を支払わない予定です。本取締役会において承認された第1回第六種優先株式の内容の一部については別紙「第1回第六種優先株式の内容（一部）」に記載のとおりです。なお、本日付で別途開示しております「第1回第六種優先株式に関するご説明資料」において、第1回第六種優先株式の商品性に関するご説明を記載しておりますので、併せてご参照ください。

## 4. 第1回第六種優先株式の発行に係る発行登録について

当行は、下記のとおり、本日付で、第1回第六種優先株式の発行に係る発行登録書を提出しております。

なお、第1回第六種優先株式の具体的な発行時期については未定であり、また、第1回第六種優先株式の発行条件及び発行総額等についても、別紙に記載されるものを除き、未定です。当行は、平成28年11月下旬以降開催予定の取締役会において、第1回第六種優先株式の発行に係る決議を行う予定です。

### 記

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 募集有価証券の種類 | 第1回第六種優先株式   |
| (2) 発行予定期間    | 発行登録の効力発生予定日（平成28年10月29日）から1年を経過する日（平成29年10月28日）まで |
| (3) 発行予定額     | 12,000,000,000円（上限）                                |
| (4) 募集方法      | 一般募集   |

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

- (5) 調達資金の使途 一部を第四種優先株式取得資金に、残額を貸出金等運転資金に充当する予定です。詳細については、発行決議時取締役会において決定される予定です。
- (6) 引受証券会社 みずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）  
岡三証券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目17番6号）
- (7) その他募集に関する事項 別紙「第1回第六種優先株式の内容（一部）」に記載のとおりです。  
等

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

## 第1回第六種優先株式の内容（一部）

1. 募集株式の種類  
株式会社千葉興業銀行第1回第六種優先株式（以下「第1回第六種優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
未定（平成28年11月下旬以降に開催予定の第1回第六種優先株式発行に係る取締役会（以下「発行決議時取締役会」という。）で決定する。）
3. 募集株式の発行価格  
未定（発行決議時取締役会で決定する。）
4. 募集株式の払込金額（引受価額）  
未定（発行決議時取締役会で決定する。）
5. 募集株式に係る発行登録書における発行予定額の上限  
120億円
6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
未定（増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする予定であるが、発行決議時取締役会で決定する。）
7. 募集方法  
国内における一般募集（以下「一般募集」という。）とし、みずほ証券株式会社及び岡三証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
8. 申込期間  
未定（平成28年12月以降における一定の期間として発行決議時取締役会で決定する。）
9. 払込期日  
未定（平成28年12月以降における一定の期日として発行決議時取締役会で決定する。）
10. 第1回第六種優先期末配当金
  - (1) 第1回第六種優先期末配当金  
未定（当行定款11条の定めに従い、第1回第六種優先株式の期末配当金（以下「第1回第六種優先期末配当金」という。）について、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第1回第六種優先株式を有する株主（以下「第1回第六種優先株主」

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

という。)、第1回第六種優先株式の信託受託者(以下「第1回第六種優先信託受託者」という。 ) または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という。 ) に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。 )、普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。 ) または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。 ) に先立ち支払うものとするが、第1回第六種優先期末配当金の額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式に準じた方式により、別途決定される仮条件による需要状況等を勘案の上、第1回第六種優先株式に係る第1回第六種優先期末配当金の額の決定日(以下「配当利回り等決定日」という。 ) に決定される。 )

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者または第1回第六種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第1回第六種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、第1回第六種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき、第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。 ) に下記(3)に定める経過第1回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回第六種優先期末配当金相当額

第1回第六種優先株式1株当たりの経過第1回第六種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。 ) において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。 ) から分配日(同日を含む。 ) までの日数に第1回第六種優先期末配当金の額を乗

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者または第1回第六種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

## 12. 議決権

第1回第六種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第1回第六種優先株主は、(i)各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、または、(b)第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、(ii)第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

## 13. 金銭を対価とする取得条項

未定（当行は、発行決議時取締役会で定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、法令上可能な範囲で、発行決議時取締役会の決議によって定める額の金銭（以下「交付財産」という。）を交付することにより、第1回第六種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、(i)取得日については、第1回第六種優先株式の発行から概ね5から6年後以降とし、(ii)交付財産については、第1回第六種優先株式1株につき、概ね第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額に経過第1回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭とすることを予定しているが、その詳細については、当行定款19条の定めに従い、発行決議時取締役会で決定する。）

## 14. 普通株式を対価とする取得条項

未定（当行は、発行決議時取締役会で定める計算方法により算出される数の当行の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付することにより、第1回第六種優先株式の全てを発行決議時取締役会で定める期日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。ただし、①(i)一斉取得日については、第1回第六種優先株式の発行から概ね10年後とし、(ii)交付株式については、概ね、各第1回第六種優先株主の有する第1回第六種優先株式数に第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額を乗じた額を当行の普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式とすること、及び②一斉取得価額は、概ね、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とするが、かかる計算の結果、一斉取得価額が、発行決議時取締役会で定める下限取得価額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とすることを予定しているが、その詳細については、当行定款20条の定めに従い、発行決議時取締役会で決定する。）

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

## 15. 譲渡制限

- (1) 第1回第六種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。
- (2) 第1回第六種優先株式に対して金融商品取引法27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回第六種優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が上記(1)に定める承認をしたものとみなす。なお、相続により第1回第六種優先株式を取得するときには、上記(1)に定める承認を要しない。
- (3) 取締役会は、第1回第六種優先株式の譲渡による取得について、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任する。

## 16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

### (1) 分割または併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1回第六種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

### (2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1回第六種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

## 17. 優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、各第五種優先株式、各第六種優先株式および各第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

## 18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

## 19. 非上場

第1回第六種優先株式は、非上場とする。

## 20. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。